

(総務委員会)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成十四年八月八日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を引き下げる。

2 諸手当の改定

イ 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を三十一万四千四百円に引き下げる。

ロ 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万四千円に引き下げ、配偶者以外の子等扶養親族の

うち三人目以降に係る支給月額を一人につき五千円に引き上げる。

ハ 期末手当について、三月期及び十二月期の支給割合を変更し、期末・勤勉手当の年間支給月数を四

・六五月に引き下げる。

ニ 期末特別手当について、三月期及び十二月期の支給割合を変更し、年間支給月数を三・五月に引き下げる。

ホ 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額三万八千四百円に引き下げるとともに、その限度額により難い特別の事情がある場合の限度額を日額十万円とする。

ヘ 期末手当について、三月期の支給を廃止するとともに、六月期及び十二月期の支給割合を変更する。

ト 勤勉手当について、六月期及び十二月期の支給割合を変更する。

チ 期末特別手当について、三月期の支給を廃止するとともに、六月期の支給割合を変更する。

3 特例一時金の廃止

特例一時金を廃止する。

二、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

- 1 全俸給表の全俸給月額を引き下げる。
 - 2 第一号任期付研究員の俸給月額について、その限度額を給与法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額とする。
 - 3 期末手当について、三月期及び十二月期の支給割合を変更し、年間支給月数を三・五月に引き下げる。
 - 4 期末手当について、三月期の期末手当を廃止するとともに、六月期の支給割合を変更する。
- 三、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正
- 1 特定任期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を引き下げる。
 - 2 期末手当について、三月期及び十二月期の支給割合を変更し、年間支給月数を三・五月に引き下げる。
 - 3 期末手当について、三月期の期末手当を廃止するとともに、六月期の支給割合を変更する。

四、施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、一の二のへ、ト及びチ、二の4並びに三の3は平成十五年四月一日から施行する。